

第11期 東京地方労働審議会
第3回 東京都革靴製造業最低工賃専門部会
議事要旨

開催日時 令和5年6月2日 午後2時～午後5時

出席状況 公益を代表する委員出席 3人
家内労働者を代表する委員出席 3人
委託者を代表する委員出席 3人

議題

- 1 最低工賃の金額審議
- 2 その他

議事要旨

1 最低工賃の金額審議

- ・ 既存の工賃である製甲及び底付け業務について、製甲-婦人靴-パンプスの品目にかかる工賃を11パーセント引き上げ、それ以外の製甲及び底付け業務に含まれる各品目にかかる工賃を16パーセント引き上げとする。
- ・ 新設する工賃である裁断業務について、品目及び規格、革の種類については製甲と同一とし、規格（型及びデザイン）については製甲の規格（型及びデザイン）から裏付きを削除し、工程及び金額については紳士靴、工程を甲革の爪先革、舌革、腰革（外側）及び腰革（内側）の裁断とし、金額を1足につき140円、婦人靴パンプス、工程を甲革の本体、内腰及びヒール巻の裁断とし、金額を120円、婦人靴ショートブーツ、工程を甲革の本体及びヒール巻の裁断とし、金額を1足につき160円、婦人靴サンダル、工程を甲革の本体、ベルト及びヒール巻の裁断とし、金額を1足につき130円とする。
- ・ 以上のとおり改正案を採択することについて、公益委員より提示され、全会一致で議決された。
- ・ 部会長から東京地方労働審議会会長への報告文が議決された。また、東京地方労働審議会会長から東京労働局長への答申文が議決され、部会長から労働基準部長に手交された。

2 その他

- ・ 今後の改正最低工賃発効までの日程について確認を行った。